近年、学校教育を取り巻く環境が複雑化し、教師に求められる役割も多様化する中で、教師が子供への指導に専念できる環境をつくることが求められている。子供たちにとって、教師が子供たち一人一人に十分に目が行き届き、適切な指導ができるような学級編成を行うことは、教育政策上、極めて重要である。

当市においては、市独自の取り組みとして、少人数学習指導員や学校図書館指導員の配置を行うとともに、国の法律及び財政措置並びに東京都の財政措置により、小学校1年生と2年生及び中学校1年生において35人学級が実施されており、子供たちの「生きる力」を養うための基礎学力の向上と生活習慣の改善に、着実に成果を上げているところである。

一方、市独自で35人学級を実現することは、当市の財政事情を勘案すれば、困難であることは明らかである。

国においては、平成23年度に小学校1年生の35人学級を実施するに当たり、「教職員定数の改善については、学校教育を取り巻く状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、引き続き、来年以降の予算編成において検討する」との方針が示されており、国の財政措置によって、35人学級が着実に実行されることが望まれる。

こうした中で、平成27年度の予算編成に際し、政府の財政制度審議会において、小学校1年生の35人学級を40人に戻すべきとの議論がなされたことは、教育現場の実情と相反するものであり、到底容認することはできない。

よって、国においては、子供たちの教育環境を守り、発展させていくために、小学校1・2年生及び中学校1年生の35人学級を堅持するとともに、さらに35人学級を段階的に推進されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決日) 平成27年3月18日

(送付日) 平成27年3月19日

(送付先)衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、 文部科学大臣